京都市醍醐交流会館の優先使用及び使用料の減免に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は，京都市醍醐交流会館条例（以下「条例」という。）第９条の規定及び京都市醍醐交流会館施行規則（以下「規則」という。）第２条ただし書の規定に基づく京都市醍醐交流会館（以下「会館」という。）の優先使用及び使用料の減免の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（優先使用）

第２条　規則第２条ただし書の規定に基づき，次の各号に掲げる団体が市民相互の間の交流を促進する催物及びその前日準備のために使用する場合には，指定管理者は，規則第２条に定める受付の初日の１箇月前から受け付けることができるものとする。

（１）　本市

（２）　国又は本市以外の地方公共団体

（３）　学校教育法第１条に規定する学校又はその連合体

（４）　本市の区域内に住所を有する者が組織する自治会又はその自治会を構成員とする団体

（５）　本市の区域内に住所を有する者が公益を目的として組織する団体（第４号に規定する団体を除く。）

（使用料の免除）

第３条　条例第９条の規定に基づき，前条第４号に掲げる団体が，区・支所域又はそれよりも広い地域に及ぶ市民相互の間の交流を促進する催物及びその前日準備のために使用する場合には，市長は，会館及び付属施設の使用料を免除することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は，平成２２年　１月　４日から実施する。

（関係要綱の廃止）

２　京都市醍醐交流会館の運営に関する要綱は，廃止する。

（経過措置）

３　実施日から平成２２年３月３１日までの間の使用に係る使用料の減免については，なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は，平成２５年　８月　１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施日前の申請に係る受付及び使用料の減額又は免除については，なお従前の例による。

（実施期日）

１　この要綱は，平成２７年　４月　１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施日前の申請に係る受付及び使用料の減額又は免除については，なお従前の例による。